

専決処分の報告について

1 報告件名

東板橋少年運動場人工芝化等改修工事請負契約の契約変更

2 契約の相手方

東京都板橋区南常盤台一丁目35番1号

スポーツ施設株式会社

代表取締役 太田 豊

3 契約変更の概要

(1) 変更理由

本契約は、令和7年12月12日に板橋区議会の議決を得たものである。

閉鎖する方針であった右翼ポール側門扉について、施工の段階で地元から防災訓練等に利用しているとの申し出があったため、既存門扉を確認したところ、老朽化により開閉に支障をきたしていることが判明したため、新しく取り替えた。

また、左翼ポール側の門扉について、土中に想定を超える太さの根が発見されたため、フェンスと防球ネット支柱の設置位置を変更し、不要になった既存擁壁の一部撤去、高低差を解消するための土留めコンクリートとフェンスの設置、樹木の根元を保護する真砂土舗装を追加した。

さらに、人工芝の目砂が場外に流れないようにしてほしいと近隣住民からの要望があったため、1塁側に土留めコンクリートを設置し、金網フェンス(C)の基礎を大きいサイズに変更するなどにより、契約金額の変更(増額)を行った。

(2) 契約金額の増額

契約金額(税込)

変更前 219,890,000円

変更後 223,408,900円

増加額 3,518,900円

4 専決処分年月日

令和8年7月15日